

安全保障理事会決議 1814 (2008)

2008年5月15日、安全保障理事会第5893回会合にて採択

安全保障理事会は

ソマリアにおける事態に関する安保理の従前の諸決議、とりわけ決議733(1992)、決議1356(2001)、決議1425(2002)、決議1725(2006)、決議1744(2007)、決議1772(2007)、決議1801(2008)および決議1811(2008)、ならびに安保理議長諸声明、とりわけ2006年7月13日(S/PRST/2006/31)、2006年12月22日(S/PRST/2006/59)、2007年4月30日(S/PRST/2007/13)、2007年6月14日(S/PRST/2007/19)および2007年12月19日(S/PRST/2007/49)を想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

暫定連邦憲章(TFC)を通じたソマリアにおける事態の包括的かつ永続的解決に対する安保理の公約をくり返し表明し、TFCに想定されたように、最終的に全てを含めた政治プロセスを通して到達する広い基盤にたった代表制度の重要性を強調し、またソマリアの暫定連邦機関(TFIs)に対する安保理の支持をくり返し表明し、

包括的かつ永続する敵対行為の停止およびTFCに規定された2009年の自由かつ民主的な選挙を含む移行プロセスの残された部分への工程表に関する協定の必要性をくり返し表明し、

とりわけ2009年の住民投票を導く制憲プロセスのための予定表を準備するための合意、暫定連邦政府(TFG)の和解戦略の提案、全土の族長および地域指導者との約束、および国家安全安定計画を履行し、予算と会計プロセスを含む公的財政管理を改善する取り組みというTFCにより要請された政治プロセスを進め、移行期間を履行するための、アブダライ・ユースフ・アフメッド大統領の指導および暫定連邦議会の支援の下、ヌール・アッデ・ハッサン・フセインの首相および彼の内閣による、継続的な取り組みを歓迎し、これらのあらゆる分野における更なる向上を為すための努力を支援し、

ソマリアにおける平和と安全を確立することを目的として互いに対話に加わることに合意したあらゆるソマリ人の当事者の公約を歓迎し、あらゆるソマリ人の当事者に対しこれらの公約を敬い、平和的手段のみでその紛争を解決することに頼ることを促し、さらに国際連合の支援の役割、とりわけこの対話の進展を援助するための事務総長特別代表(SRSG)および国際連合ソマリア政治事務所(UNPOS)の現実的な支援を歓迎し、また、この観点から、ジブチにおける当事者間の討議の2008年5月12日の開始を支援し、

2008年3月14日のソマリアに関する事務総長報告書(S/2008/178)、とりわけソマリアにおける現在の政治的状況は、国際社会が、国際連合要員の増員、広い基盤に立った政治的および安全の協定ならびに現場の状況に従い、アフリカ連合ソマリアミッション(AMISOM)を引き継ぐための国際連合平和維持活動の展開を含む、国内活動に対する現実的な支援を与える更新された機会を提供しているというその評価、を歓迎し、

連続かつ相互に強化する方法における政治的、安全かつ計画的な取り組みを同調させ統合させる、ソマリアにおける平和と安定のための国際連合の包括的戦略対処方法に対する事務総長の支援を歓迎し、ソマリアにおける政治プロセスを支援しソマリアへの国際連合職員の再配置の選択肢を決定する国際連合の進行中の作業を支持し、

SRSGの、アハメドゥ・ウルド＝アブダラ氏およびUNPOSの活動を賞賛し、彼の活動、とりわけ国

際的な取り組みの調整における彼の指導的役割に対する安保理の強い支持を再確認し、あらゆる当事者、国際機関、国際連合国別現地チームおよび加盟国が常に彼と緊密に調整して支援し活動することを要請し、

ソマリア国内のあらゆる暴力行為およびその扇動に関する安保理の避難を再確認し、平和的な政治プロセスを防止又は妨げることを意図するあらゆる行為に安保理の懸念を表明し、また、そのような行為および扇動が続いていることに更に安保理の懸念を表明し、

ソマリア全土にわたる安定および安全を提供し維持することの重要性を強調し、ソマリアにおける民兵および元戦闘員の武装解除、動員解除および社会復帰の重要性を強調し、

AMISOMがソマリアにおける永続的な平和および安定を作り出しているという貢献を強調し、とりわけウガンダおよびブルンジ政府の継続的取り組みを歓迎し、最近のブルンジ兵士の損失を惜しみ、AMISOMに対するいかなる敵対行為をも非難し、ソマリアおよび同地域のあらゆる当事者に対しAMISOMを支援し協力することを促し、

AMISOMの全面的展開がソマリアからの他の外国軍の全面的撤退の助長に役立ちまたその永続する平和と安定のための条件の創設することに役立つことを強調し、

2008年3月14日の事務総長報告書に添付された、2008年2月20日付のアフリカ連合(AU)委員会委員長発事務総長宛書簡および2008年4月23日の事務総長の返書(S/2008/309)に留意し、

決議733(1992)で課せられ、1356(2001)、1425(2002)、1725(2006)、1744(2007)および1772(2007)の諸決議により詳述および修正された、武器禁輸によりソマリアの平和および安全に対して為された継続した貢献を強調し、あらゆる加盟国、とりわけ当該地域の国家が、それを完全に遵守するという安保理の要求をくり返し表明し、

ソマリアにおける人権状況に深い懸念を表明し、人権理事会の第7会期で採択されたソマリアに関する決議およびソマリアに関する独立専門家に対する職務権限の人権理事会による更新に留意し、

ソマリアにおける悪化する人道状況および人道的アクセスならびに人道的活動の要員に対する安全を含む、ソマリアで活動する人道組織に対する継続的な困難に安保理の重大な懸念を表明し、人間性、中立性、公平性および独立の人道原則を再確認し、

ソマリアにおける事態が当該地域における国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていると決定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 事務総長に対し、国際社会とともに活動し、この点に関するTFISを支援しソマリア民衆にサービスを提供することを含む最終的に全てを含めた現在進行中の政治プロセスを促進する彼の努力を継続しかつ強めることを要請する。
2. 2008年3月14日の事務総長報告書により提案された対処方法を強く支持し、連続かつ相互に強化する方法における政治的、安全かつ計画的な取り組みを同調させ統合させる、更新したソマリアにおける平和と安定のための国際連合の包括的戦略対処方法を提供し、同戦略を実施するUNPOSの能力の評価を含める彼の意図を歓迎し、本決議の採択の日から60日以内に安全保障理事会に更新版を彼が提出することを要請する。
3. 統合された戦略の効果的かつ効率的な履行を促進するためにSRSGの事務所内に合同計画ユニットを設立するという2008年3月14日の彼の報告書の事務総長提案を承認する。
4. ソマリアにおける包括的統合国際連合戦略の提供を援助するためにUNPOSと国別現地チームの本部をナイロビからモガディシュもしくはソマリアの臨時の場所に再配置するという、2008年3月

14日の彼の報告書に設定された事務総長の勧告を歓迎し、事務総長に対し、そのような再配置のために必要な安全上の手はずを整えること、および上記第2項に言及された戦略を彼が提出する際には、安全保障理事会に報告することを要請する。

5. ソマリアにおける包括的かつ永続する解決を促進することおよび進行中の政治プロセスの促進を通して、憲法の立案、憲法に関する国民投票の実施およびT F Cにより要請された2009年の自由且つ民主的な選挙ならびにこれらの取り組みを支援する国際社会の調整を強化することで、UNPOSおよび国際連合国別現地チームはT F I sに対する支援を高めることを決定し、事務総長に対し、本決議の採択から60日以内に、この活動の進展に関して報告することを要請する。
6. 平和的な政治プロセスを防止又は妨げようとする者、または武力によりT F I s若しくはAMISOMを脅迫する者、ソマリアまたは同地域の安定を損なう行動を取る者に対して措置を講じる安保理の意図を想起し、それ故、決議751(1992)にしたがって設立された委員会(以下「委員会」)に対し、本決議の採択から60日以内に、そのような個人または組織に対して課される具体的に狙いを定めた措置について勧告を与えることを要請する。
7. ソマリアに関する国際連合の武器禁輸の効果を強化する安保理の意図を想起し、武器禁輸に違反する者およびそのようなことをしている者を支援する者に対する措置を講じる安保理の意図を表明し、それ故、委員会に対し、本決議の採択から60日以内に、そのような個人または組織に対して課される具体的に狙いを定めた措置について勧告を与えることを要請する。
8. 事務総長に対し、可能な追加の予定計画を含み、また、UNPOSおよび国際連合国別現地チームならびにその他の国際連合利害関係者と緊密に連絡して、現場でのあらゆる関連状況を考慮して、現場での異なった状況に基づいた派遣団の規模、構成、責任および提案された活動範囲についての追加的な案を検討して、AMISOMを引き継ぐソマリアにおける国際連合平和維持活動の可能な展開のための緊急対処計画を継続することを要請し、事務総長に対し上記第5項で言及された報告書に自身の計画案に関する経過を報告することを要請し、適当な時期に、政治プロセスの進展および現場での治安状況の改善次第で、平和維持活動がAMISOMから引き継ぐことを審議する安保理の意志を表明する。
9. 2008年4月23日のAU委員会委員長宛事務総長書簡に述べられた、アジス・アベバにあるAU戦略計画管理部門へ追加の国際連合技術顧問を提供するとの事務総長の約束を歓迎し、事務総長に対し、援助国と調整して、国際連合のAUに対する兵站的、政治的および技術的支援を強化する方法および手段をAU委員会委員長と調査すること、およびAMISOMを支援することで直面している課題に取りかかる公約を実行するAUの組織的能力を構築することを継続し、また、国際連合標準を達成して、可能かつ適切な範囲まで、AMISOMの全面的な展開を支援することならびに上記第5項に言及された報告書で安保理に報告することを、奨励する。
10. 加盟国に対しAMISOMの全面的な展開のための財政的資源、人員、装備および役務を提供することおよびアフリカ連合の加盟国に対しソマリアから他の外国軍隊の撤退を促進しそこでの永続する平和および安定のための条件を創設を援助するためAMISOMに貢献する安保理の要請をくり返し表明し、AMISOMに貢献することを申し出た加盟国がそのような取り組みを遂げることを促し、AMISOMへ支援の増加を促すために一層の努力がなされなければならないことを認識し、2008年4月23日の書簡に述べられた、そのような支援を活用するための事務総長提案に留意する。
11. 世界食糧計画の海上輸送船団を保護するために数カ国によりなされた貢献に対する安保理の支持をくり返し表明し、国家および地域機関に対し、互いに緊密に調整して、事務総長に事前に通告し、T

F Gの要請で、輸送およびソマリアへの人道援助の引渡ならびに国際連合が認可した活動に係る海運を保護するための行動を取ることを求め、AMISOMへの部隊提供国に対し、適切な場合には、この目的のために支援を提供することを求め、事務総長に対し、この趣旨で彼の支援を提供することを要請する。

12. ソマリアにおける進行中の人道的援助努力を強く支持し且つ奨励し、人道支援および国際連合要員の保護に関する安保理決議 1502 (2003) を想起し、ソマリアにおけるあらゆる当事者および武装集団に対し、AMISOM、国際連合および人道支援要員の治安および安全を確保するため必要な措置を講じることを求め、あらゆる当事者に対し、人道支援物資を必要としているあらゆる人々、何処にしようとも、にそれを引き渡すための、時宜を得た、安全且つ妨げられないアクセスを確保することを要求し、同地域における諸国に対し、ソマリアへの時宜を得た、安全且つ妨げられない必要不可欠な援助物資の通過を含む、陸路もしくは空港および海港による人道支援物資を促進することを促す。
13. 事務総長に対し、いっしょにするための国際連合主導の組織を設立し、ソマリア全土にわたるアクセス、安全および人道援助物資の提供の問題を解決するため、ソマリアで活動する人道機関、TFG、援助国およびその他の当事者間の協議を強化するための進行中の努力を強化することを要請し、更に彼に対し、上記第5項で言及された報告書に進展について報告することを要請する。
14. 事務総長に対し、ソマリアにおける人権の保護を監視し高めるためUNPOS内に効果的な能力を確立すること、および適切な場合には、UNPOS、人権高等弁務官事務所および人権理事会独立専門家との間の調整を確実にすることを要請し、さらに事務総長に対し、上記第5項で言及された報告書にこの達成に関する進展について報告することを要請する。
15. TFGとの緊密な協力のもと、ソマリアにおける治安部門制度の発展のための、国際連合、アフリカ連合および利害関係加盟国との進行中の努力を支援し、SRSGに対し、国際連合プログラムと加盟国の活動を同調させる、この分野における彼の調整役割を高めることを要請する。
16. 人権および国際人道法に対するあらゆるおよびいかなる違反も非難し、ソマリアにおけるあらゆる当事者に対し、この点に関して彼らの義務を全面的に尊重することを求め、ソマリアにおけるそのような違反に対し責任を有する者が訴追されるべきことを求める。
17. 女性、平和および安全に関する 1325 (2000) および武力紛争における文民の保護に関する 1674 (2006) と 1738 (2006) の安保理の従前の諸決議を再確認し、国際人道法、人権および難民法に一致した、とりわけ人が住む地域に対する無差別攻撃を避けることにより、同国の一般住民を保護するための措置を講じるソマリアにおけるあらゆる当事者および武装集団の責任を強調する。
18. 子どもおよび武力紛争に関する安保理の従前の決議 1612 (2005) を再確認し、その後のソマリアにおける武力紛争の当事者に関連する「武力紛争における子どもに関する」安保理の作業部会の結論 (S/AC.51/2007/14) を想起する。
19. 国際連合憲章第 65 条に従い、経済社会理事会は、安全保障理事会に情報を提供することができる。経済社会理事会は、また、安全保障理事会の要請があったときは、これを援助しなければならないことを想起する。
20. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。